

「第17回(2022年)Stop! ザ・働きすぎ～働き方を見直す京都集会」開催 人間らしく働き、いのちと健康を守る職場を創ろう！



2022年9月23日(土)の午後、ラポール京都2階におきまして、「第17回(2022年)Stop! ザ・働き過ぎ～働き方を見直す京都集会」が開催されました(主催は京都総評、京都民医連、いのち健康京都センターなどで作る同集会実行委員会)。

集会は、京都総評・梶川議長の開会あいさつで始まり、記念講演は龍谷大学名誉教授の脇田滋先生が「フリーランスの働き方といのちと健康」と題して行い、基調報告と5つの特別報告、ハラスメント対策防止対策義務化を考えるミニ学習会と

続きました(司会進行は京都民医連の高梨事務局次長)。

参加は、会場に48人、オンライン参加で47人の、合計95人でした。(写真は左が会場全景、右が開会あいさつをする京都総評・梶川議長)

梶川京都総評議長の開会あいさつ

本日の集会のスローガンは、「人間らしく働き、いのちと健康を守る職場を創ろう!」。本日の集会の内容と獲得目標は、「①(脇田講演で)フリーランスの働き方の内容と問題点を学び、法改正などその規制のための課題を考える。②(自由法曹団の毛利先生の特別報告などで)労働法制をめぐる情勢を学び共有し、改悪を許さないたたかいへつなげる。③(ミニ学習会などで)ハラスメント防止対策義務化など、新たな課題について深め合う」。

働くもののいのちと健康をめぐるせめぎあいの状況。労働実態の可視化が重要だし、労働組合の果たす役割は大きい。



広い労働者概念に基づき「偽装」を取り締まり、「誤分類」規制の徹底を!～「雇用の推定」=立証責任の転換を導入しよう!

脇田先生は、政府・財界の危険な狙いを告発し、「誤分類」規制の視点が重要だと指摘。「フリーランス」という用語は、「労働者か、自営業者かの区別」という、労働法にとって一丁目一番地の問題、解決済みの問題を再び蒸し返そうとするもの。狙いは、「使用者責任の回避」と「労働者の無権利化の正当化」。フリーランスという言葉は、きわめて欺瞞的であり、「偽装自営業」、「誤分類」であり、契約形式



ではなく、労働の実態にもとづいて「労働者」として、本来の権利を主張、実現することが重要。

戦後の「広い労働者概念」から後退を続けた労働行政と労働法を告発。特に1985年の労働基準法研究会報告は、狭い労働者概念で、偽装自営業（誤分類）規制が後退したと批判。

日本政府が進める「フリーランス」政策が、コロナ禍でその脆弱な働き方が可視化された。世界的にはILOの2006年「雇用関係」勧告などフリーランス保護が大きく前進してきていることを紹介。

むすびにフリーランスをめぐる運動の課題として、①“広い労働者概念”にもとづき、「偽装」を取り締まり、「誤分類」規制を徹底すること、②雇用上の地位に関して、「雇用の推定」

＝立証責任転換を導入すること、③集团的権利を徹底して保障すること（労働組合の役割は極めて大きい!）、④AIによる監視やアルゴリズムを規制すること、⑤労働保険・社会保険の加入を拡大し、社会保護を改善することの5点を強調しました。（写真は左が講演する脇田先生、右が基調報告を行ういの健京都センター・岩橋事務局長）

人間らしく働き、いのちと健康を守る職場を創ろう！

いの健京都センターの岩橋事務局長が基調報告をおこないました；①“いの健”（＝働くもののいのちと健康を守る活動、ローアン・労働安全衛生活動と同義）の意義と位置づけを抜本的に強化しよう、②賃金の大幅な引上げと底上げを実現しよう、③労働組合は長時間・過密労働を規制できる、④労働安全衛生委員会の位置づけを強化し、積極的な活用を行おう、⑤通達・指針、ガイドラインを積極的に活用しよう、⑥いの健（ローアン）活動の強化を通じて、労働組合の強化・拡大を実現しよう。



【参考】“いの健・ローアン”労働者・労働組合八訓

- ① わたしたち労働者が生きている社会＝資本主義社会においては、労働者は団結して闘わなくては人間らしく生きていくことができない！
- ② 資本家は、社会に強制されない限り、労働者のいのちと健康を全く配慮しない。
- ③ 労働者が持つ資本家に対抗できる唯一の力は“数の力”であり、労働者の“数の力”は団結し知識に導かれる場合にのみ発揮される。
- ④ 日本における最高法規である日本国憲法は、“労働者の団結し闘う権利”である「労働基本権」を、“人間らしく生きていくうえで必要不可欠な基本的な権利”である「基本的人権」として、無条件に全面的に保障している。
- ⑤ 労働者みんなの切実な要求である i. 賃上げの実現、 ii. 長時間・過密労働の改善、 iii. 非正規雇用労働者に対する差別的取り扱いの解消＝同一労働・同一賃金、均等待遇原則の実現、 iv. 過労死・過労自死、メンタルヘルス不全、ハラスメントの一掃を実現できるのは、労働組合の闘いである。

- ⑥ 労働者が資本家に売ることができる唯一の商品である“働く力”＝労働力商品は、決して安売りしてはならない、そして絶対に傷つけさせてはならない。
- ⑦ 働く者のいのちと健康を守る活動＝労働安全衛生活動は、労働組合の数多くある活動のワン・オブ・ゼムでは決してない。ローアン活動を職場と地域で強めることは、労働組合の活動強化につながっていく。
- ⑧ すべての活動にジェンダー平等（＝両性の本質的平等）の視点を貫く。青年労働者（年少者、未熟練者）、女性労働者（妊産婦）、高齢労働者、障害者、外国人労働者などに対する必要な配慮を。

5本の特別報告

- ① インターバル規制（建交労京都府本部・早田書記長）
- ② 33キャンペーン（京都市職労・福本書記長）
- ③ ケア労働者の長時間労働（京都医労連・勝野委員長）
- ④ 建設業一人親方をめぐる諸問題と京健労の運動（京健労・伊東常駐執行委員）
- ⑤ 労働法制をめぐる動き（自由法曹団・毛利弁護士）

ミニ学習会「ハラスメント防止対策義務化」を考える

京都国公の矢野事務局長の司会進行で行われ、京都職対連の芝井事務局長が「職場のハラスメント対策に関するアンケート調査結果」（13単産・65事業所から集約）を報告し、全労働京都支部の本間さんが「パワハラ防止措置の事業主義義務化」の内容を説明しました。

京都職対連「労災・公務災害被災者を励ます集い」開催

「Stop! ザ・働きすぎ京都集会」が開催された9月23日（金・祝）の午前中、京都職対連主催の「労災・公務災害の被災者を励ます集い」が、同じくラボール京都の会議室で開催されました。

集会は、寺西笑子さん（全国過労死を考える家族の会・会長）が、「労災認定をたたかって勝ち取ったもの」と題して講演。寺西さんは、「たたかって勝ち得たもの」として、「有形」（＝形あるもの）なものとして、①労災認定（→労災補償）、②勝訴判決（→判例；たたかいに歴史を刻む）、③和解成立（→解決金を支払わせ、謝罪をさせた）、「無形」（形のないもの）として、①夫の真相究明（→労働実態がわかり、自死に追い込まれていった経過が明らかになった）、②専門医の聴取・意見書（なぜ自死したのか？一心の中のもやもやが晴れた）、③運動（自分が主体的→世論の味方→立ち直る力）、④活動仲間のチカラ（→人生観が変わった→生きていくチカラ）を上げられました。そして、「被災者は、ひとりぼっちではありません。声を上げれば、仲間が現れます。たたかうなかで得られた経験や教訓を活かしましょう。そして安心して働き続けることができる社会へ～ともに考え、行動していただけることを切に願っています」と強調され、「あきらめたらあかん！ー悔いを残さないたたかいを！」と締めくくられました。集会では、有機溶剤を暴露して化学物質過敏症となり闘ってこられた小林さんから京都地裁で和解した報告が行われ、労災・公務災害認定闘争を闘っている被災者のみなさんから闘いの報告と支援の訴えが行われました。参加者は19人でした。

● この間のとりのくみ

8月

31日（水）いの健京都センター第24回総会

9月

2日（金）いの健全国センター地方センター部会

3日（土）京都総評第93回定期大会

7日（水）アスベスト京都の会事務局会議【中止！】／京都職対連理事会

20日（火）過労死防止京都連絡会幹事会／メンタルサポート京都理事会

23日（金・祝）京都職対連労災・公務災害被災者を励ます集い／ストップ！ザ・働きすぎ京都集会

● 当面するとりくみ

9月

28日（水）アスベスト裁判京都3陣訴訟弁論（13時～、京都地裁前集合）

10月

1日（土）いの健全国センター地方センター交流集会（13時30分～、オンライン）

5日（水）いの健全国センター理事会（10時～）／京都職対連幹事会（18時30分～）

18日（火）メンタルサポート京都理事会（17時～）

19日（水）いの健全国センター地方センター部会（10時～）／アスベスト裁判京都2陣訴訟弁論（15時～）

20日（木）いの健近プロ連絡会（14時～、大阪労連会議室）

26日（水）いの健京都センター2022年度第1回理事会（18時30分～）

◎ 10月1日から「第73回全国労働衛生週間」が始まります！

今年の全国労働衛生週間は「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」のスローガンの下、10月1～7日に行われます。同週間に当たっては、働く人の健康管理や職場環境の改善、職場での自主的な労働衛生管理活動の促進を通して労働者の健康を確保することが求められています。今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「3つの密」（密閉、密集、密接）を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、本週間を実施していくよう呼びかけます（中災防メルマガより）。

● 過労死等防止対策推進シンポジウム（京都会場）にご参加を！

- ・ 11月25日（金）午後1時30分～4時20分、池坊短大・洗心館地下1階・こころホール
- ・ 記念講演「コロナ禍における職場のハラスメント問題」（大和田敢太滋賀大学名誉教授）
- ・ 厚生労働省・京都労働局主催（詳細は添付文書をご参照ください！）